

第2次鹿児島市男女共同参画計画

改定（見直し案）

I 計画改定の趣旨と背景

1 計画改定の趣旨

鹿児島市では、平成24年3月に、男女共同参画社会形成のための行動計画として「第2次鹿児島市男女共同参画計画」（平成24年度～33年度）を策定し、計画期間の中間年にあたる平成28年度に見直しを行うこととしていました。

このことから、計画の進捗状況や社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、改定を行うものです。

2 計画改定の背景

「第2次鹿児島市男女共同参画計画」の策定時からこれまで、さまざまな社会情勢等の変化がありました。

雇用不安が慢性化するなか、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、特に女性は妊娠・出産等により就業の中断が生じやすいことや非正規雇用が多いことなどから生活困難に陥りやすい状況にあります。また、長時間労働を前提とした正規雇用と非正規雇用といういわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ問題と関連する重要な課題となっており、働き方や雇用のあり方の見直しの必要性も指摘されています。

そのようななか、国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）を成立させました。平成27年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型労働慣行等を変革していくことや、女性活躍推進法の着実な施行等により、女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが盛り込まれています。ドメスティック・バイオレンスに関しては、平成26年1月から改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、配偶者だけでなく生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となりました。これらの法律・計画等の制定、改正は、本市の今回の計画改定に十分反映される必要があります。

鹿児島市においては、これまで第2次男女共同参画計画に基づき、さまざまな施策に取組むとともに、男女共同参画センターを活動拠点施設として市民と一体となった活動を推進してきました。計画における目標値の達成状況や施策の実施状況を見ると、男女共同参画の推進に一定の成果が得られていますが、未だ家庭や地域、職場など社会全体において固定的な性別役割分担意識が根強く残っている現状もあります。

今回の改定には、これらの状況を踏まえ、男女共同参画社会を形成していくため、さらなる取組が必要となっています。

3 見直しのポイント

基本目標、施策の方向性、視点は原則継続し、推進施策、主な事業について、国の第4次男女共同参画基本計画や平成27年度に実施した市民意識調査の結果等を勘案して見直すとともに、女性活躍推進法に規定する「市町村推進計画」を新たに盛り込みます。

4 成果の確認（計画の評価）

本計画の進捗状況は、計画達成のための指標（目標値）の進捗状況と平成27年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査を通じて行っています。結果については下記のとおりです。

（1）目標値の進捗状況

本計画には計画達成のための指標として23項目を設定しています。これらの指標の28年度目標値に対する達成度をチェックし、計画の進捗状況を把握します、見直しにあたり、23年度から27年度までの状況を下記のとおり評価しました。

評 価		指標の数
平成28年度の目標値を達成している	A	9
現状値が平成28年度の目標値に近づいている	B	5
現状値が策定時の数値とほとんど変化なし	C	4
現状値が策定時の数値より後退している	D	5

※各指標の数値及び評価は、第4章の計画達成のための指標の頁に掲載しています。

各指標の達成度をみると、A、Bの評価にあたるものが14と、計画全体の61%に当たり、おおむね順調な進捗状況といえます。しかしながらC及びDにあたる評価もあり、今後のさらなる取組が求められています。

（2）男女共同参画に関する市民意識調査

本市における男女共同参画の現状を把握し、今回の見直しの基礎資料とするため、平成27年9月に、20歳以上の男女各1,500人、計3,000人の市民を対象とする「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。質問項目は、可能なかぎり前回の調査（平成22年実施）、前々回調査（平成17年実施）と比較できるものとしています。

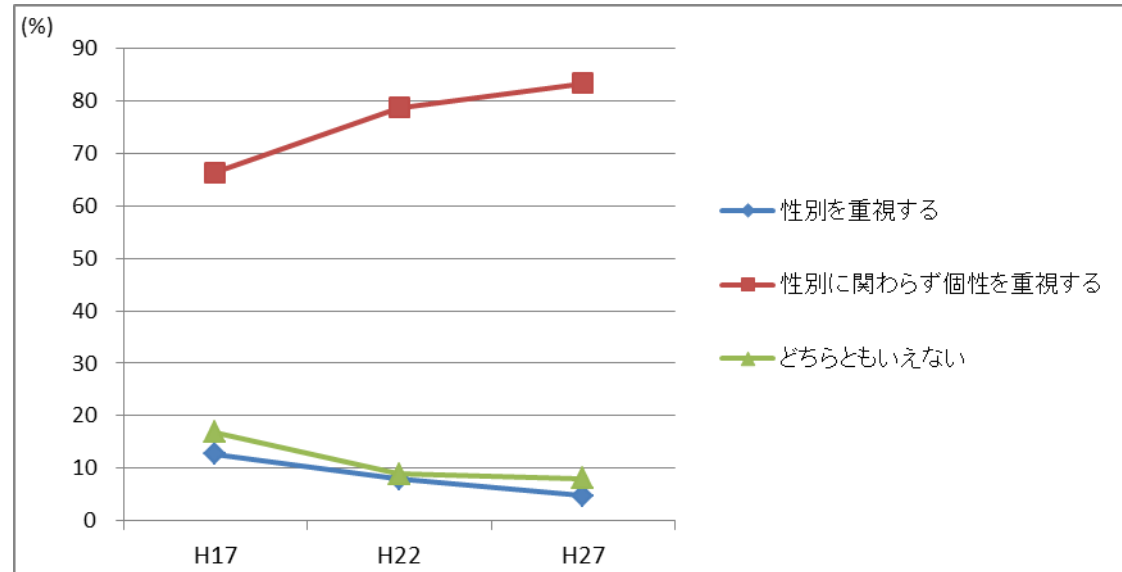
調査結果からは、男女共同参画の理念の浸透について一定の成果が読み取れますが、同時に課題も浮かび上がってきます。

a 男女共同参画の理念の浸透

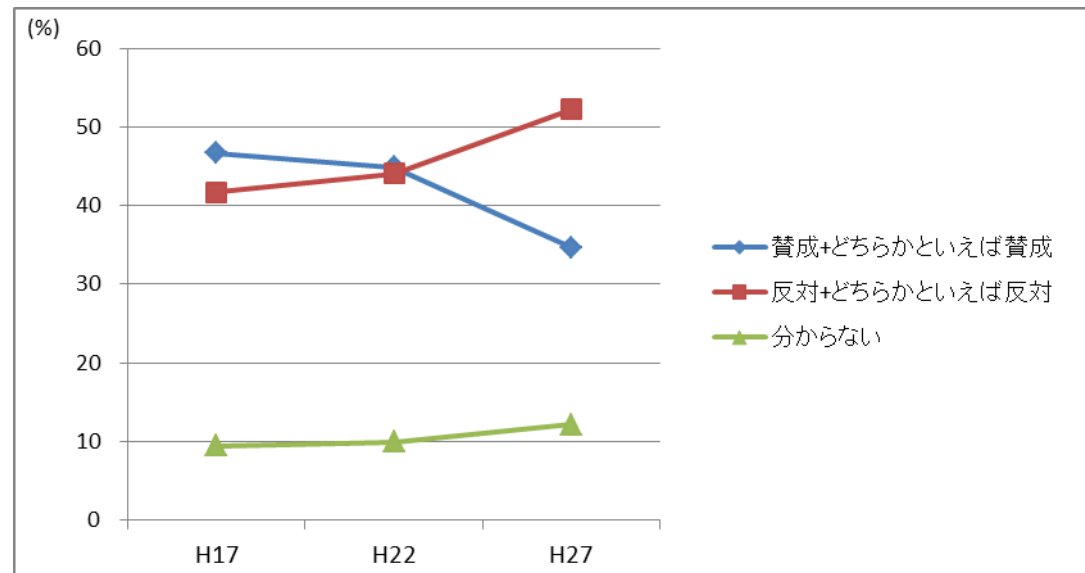
子どもの育て方についての考えを聞いた設問では、「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」の割合が増加し、今回調査では8割を超えています。逆に、「男の子だから、女の子だからということ」を重視して育てる方がよい」の割合は減少傾向にあります。また、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方について聞いた設問では、「反対+どちらかといえば反対」の割合が増加

傾向にあり、今回調査で「賛成+どちらかといえば賛成」を上回ったことから、男女共同参画の理念が着実に浸透しつつあることがうかがえます。

■子どもの育て方についての考え方の推移



■性別役割分担に対する考え方の推移



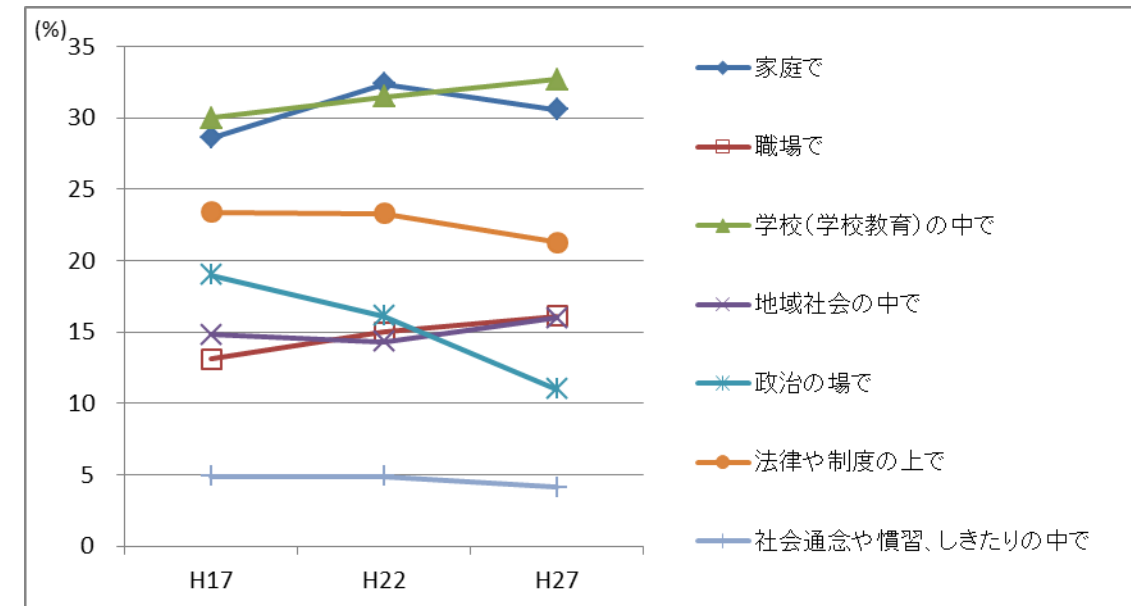
b 男女平等意識

次のグラフは、様々な分野における男女の地位の平等意識についての推移を表したものです。

今回調査では、前回調査より「学校」「職場」「地域」で「平等になっている」の回答がわずかに増加していますが、この10年間、全ての分野において「平等になっている」の割合は35%以下と低いままで。なかでも「社会通念や慣習、しきたり」の割合が特に低く増加傾向が見えないこと、「政治」において「平等になっている」の割合が減少し続けていることは注目に値します。

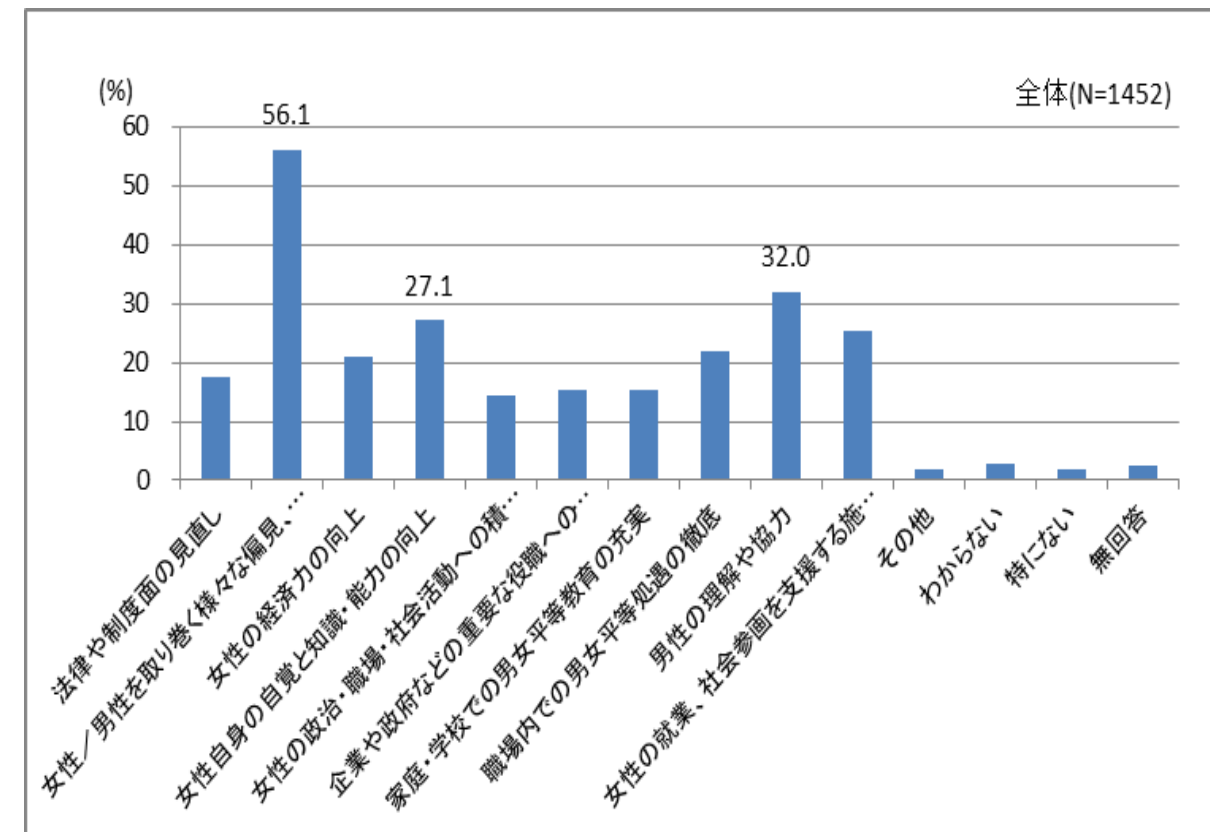
男女共同参画の理念が浸透してきている一方、社会の様々な分野で男女が平等であると実感できない状況が続いていることがうかがえます。

■さまざまな分野における男女の地位の平等意識の推移(「平等になっている」と答えた割合)



男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要なことを聞いた設問では、回答の多い順に、「女性／男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直し」、「男性の理解や協力」「女性自身の自覚と知識・能力の向上」と続いています。前回調査との比較で、上位3つの項目に変化はありません。社会通念やしきたり、慣習の見直しなどに取り組むことが必要とされていることがうかがえます。

■男女が平等になるために重要なこと

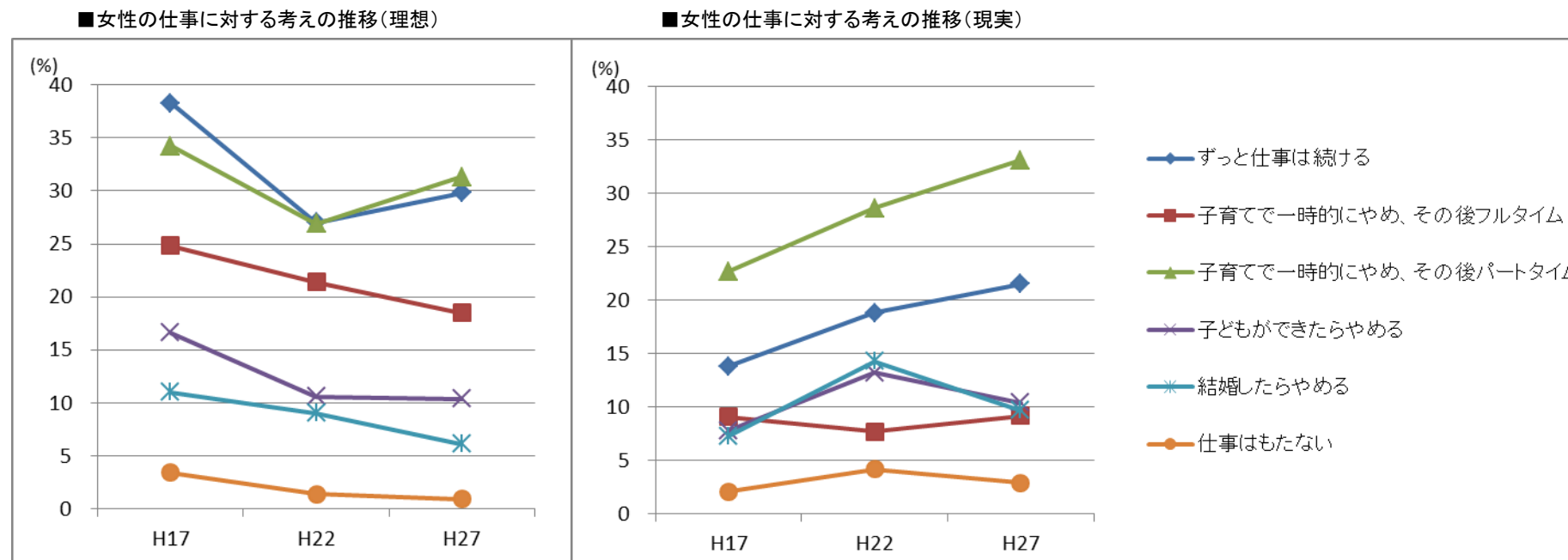


c 女性の就労に関する意識

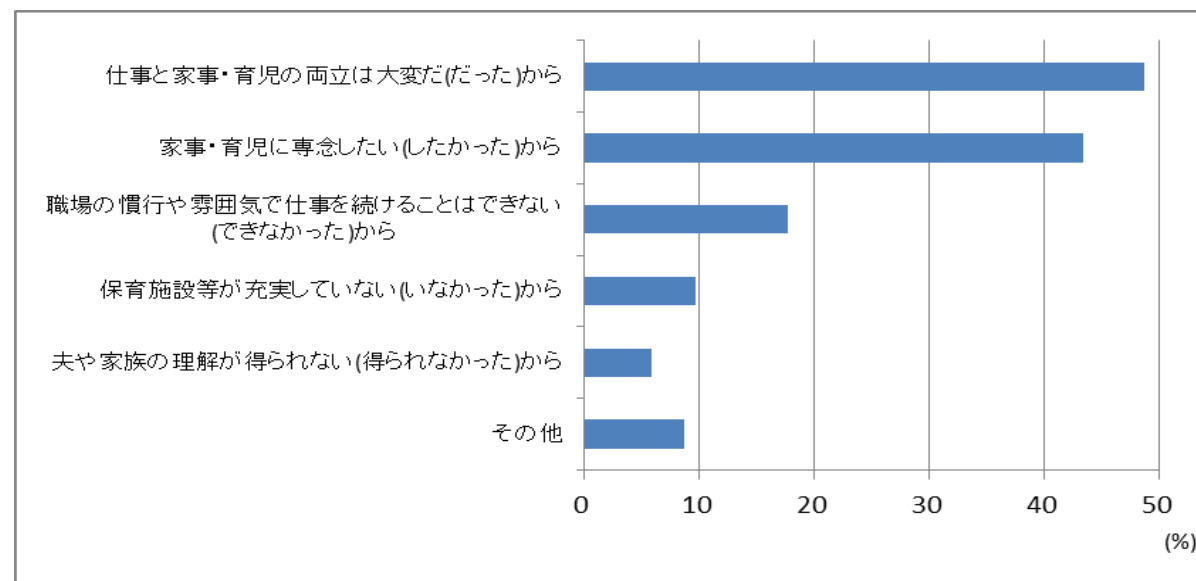
女性が仕事を持つことについて、「理想」と「現実」を聞いた設問では、「結婚や出産後もずっと仕事は続ける」、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事は続ける」の割合が、理想でも現実でも増加しています。また、理想と現実のギャップは、「ずっと仕事は続ける」、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はフルタイムで仕事は続ける」で大きくなっています。

現実的に「仕事を（一時的に）やめる」「仕事はもたない」と答えた理由を見ると、「仕事と家事・育児の両立は大変」「家事・育児に専念したい」との理由が多く、女性が働くということが選択肢として定着してきているものの、実際に働き続けるには仕事と家庭生活との両立が大きな課題となっていることがわかります。

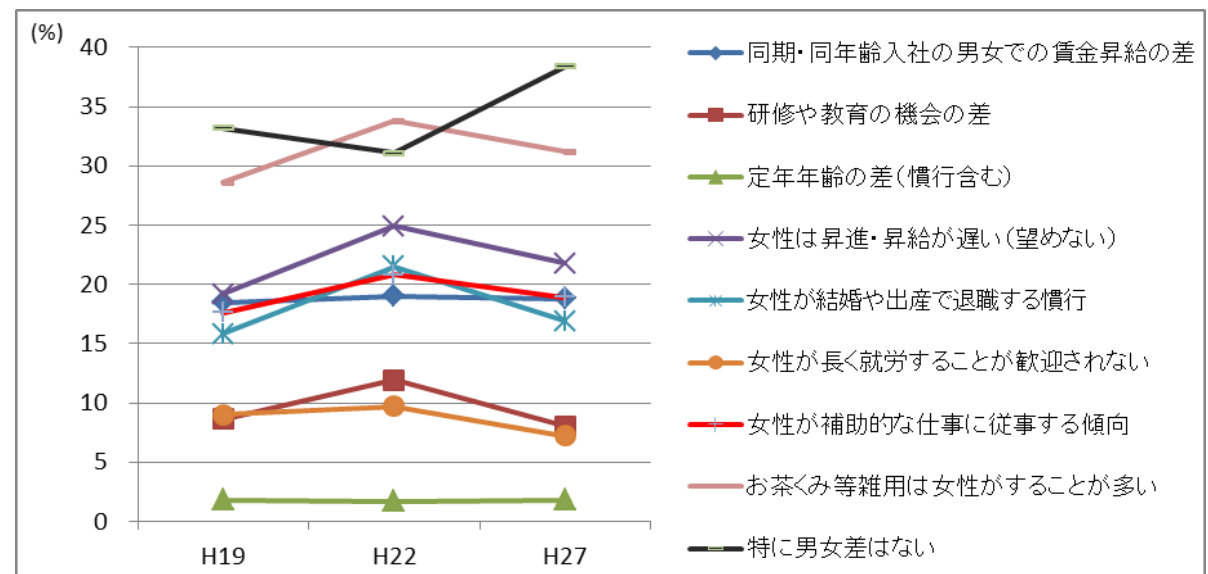
また、職場での男女間格差についての設問では、昇進、昇給などでの男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行、女性は補助的な業務や雑用を任される傾向などが根強く残っていることが読み取れます。



■現実の働き方で「仕事を（一時的に）やめる」「仕事はもたない」を選んだ理由



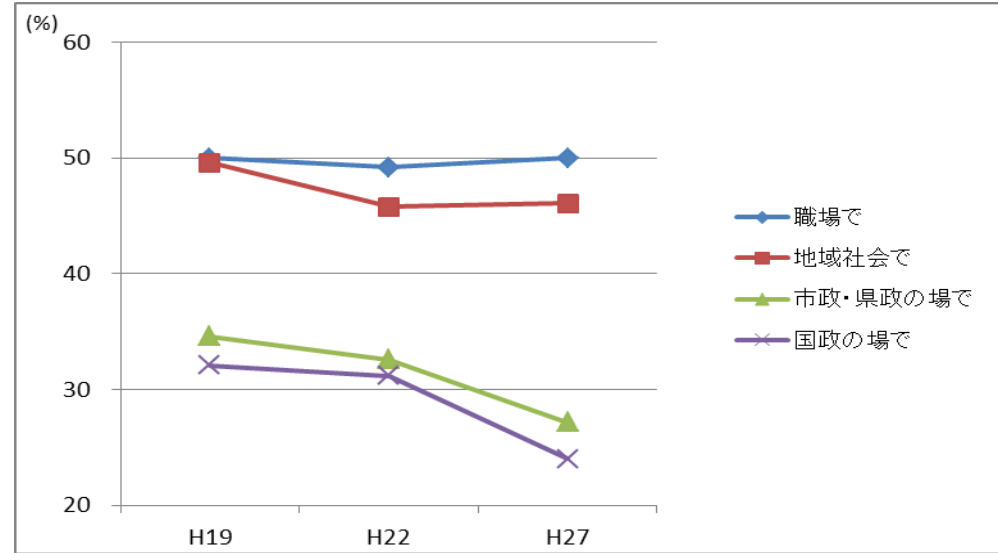
■職場での男女格差が「ある」と答えた割合の推移



d 方針・政策を決める際の女性の意見の反映度

女性の政策・方針決定過程への参画についての設問では、前回の調査に比べて、「職場」と「地域社会」では女性の意見が「反映されている」、「ある程度反映されている」と回答した人がわずかに増えていますが、「市政・県政」と「国政」の場では減少しており、特に政治の場での男女共同参画が進んでいないことが読み取れます。

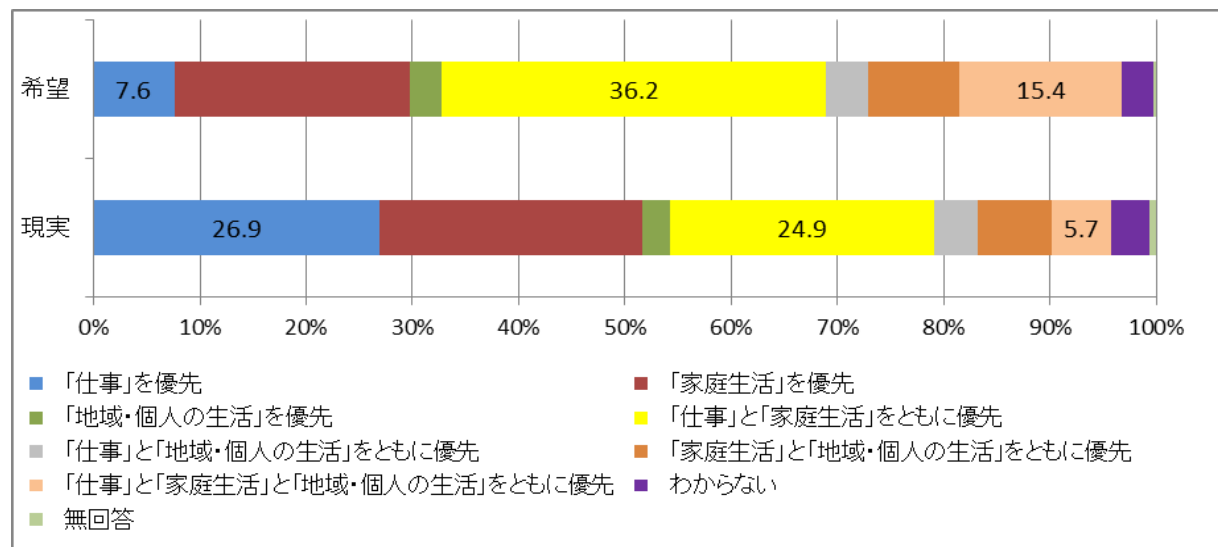
■方針・政策を決める際に女性の意見が「十分に反映されている+ある程度反映されている」と答えた割合の推移



e 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方

生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の優先度についての設問では、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと約36%の人が希望しながら、実現できているのは約25%、また、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」をともに優先したいと約15%の人が希望しながら、実現できているのは約6%となっています。一方で、「仕事」を優先したいと希望する人は約8%なのに対し、実際に「仕事」を優先しているのは約27%にも上り、希望に反して仕事に比重が偏った生活を送っている人が多い現状が読み取れます。

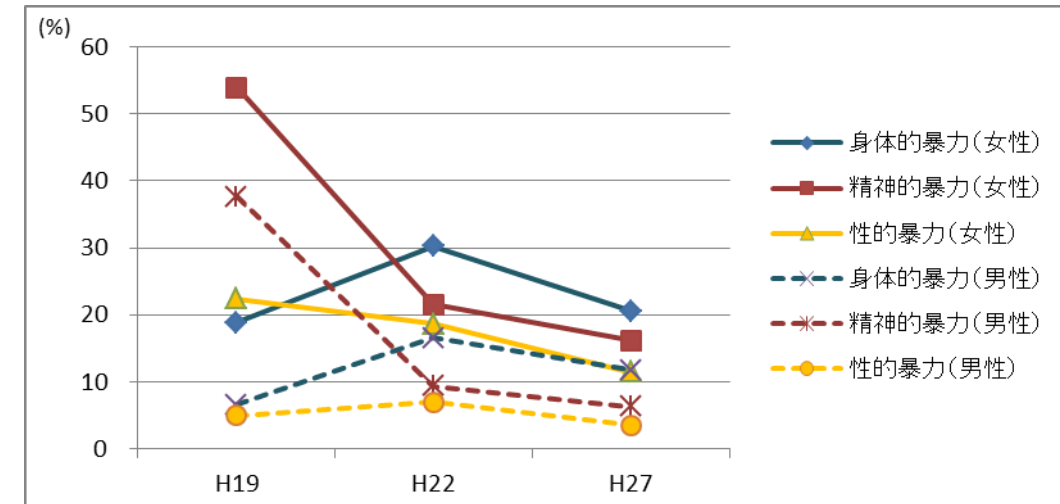
■「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方の希望と現実



f ドメスティック・バイオレンス（DV）についての意識と実態

配偶者等間での暴力が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は、前回調査と比較すると、いずれの種類の暴力でも減少傾向にあります。身体的暴力で女性で約5人に1人（20.6%）、男性で約9人に1人（11.8%）と、多くの人に起こっている問題であると言えます。

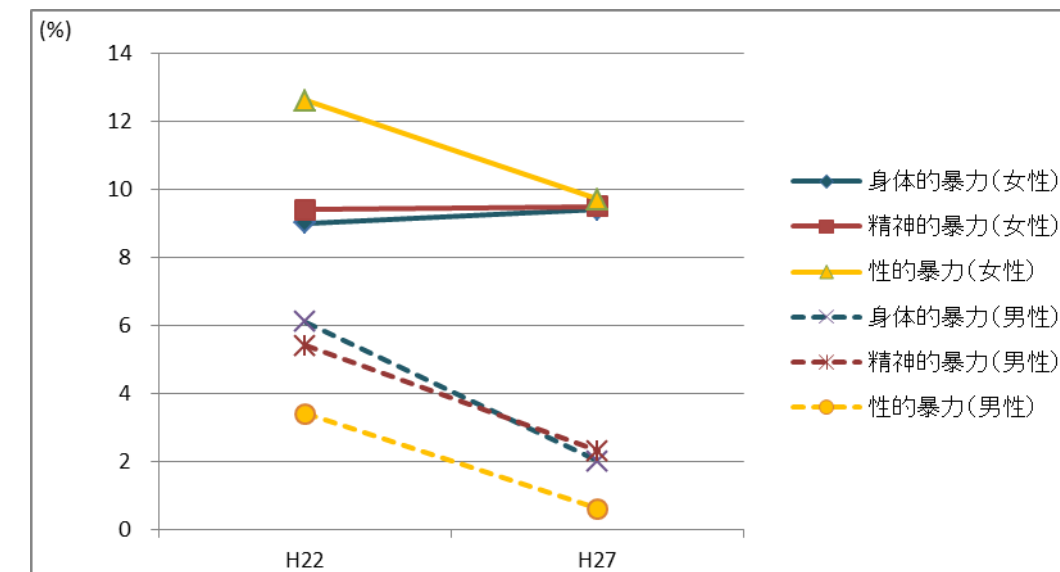
■配偶者等からの被害経験の推移



※H19「夫婦やパートナーとの日常生活についてのアンケート」では精神的暴力を例示する行為の種類が多く、具体的（無視する、大声でどなる等）かつ金銭的暴力も含んでいたために高い割合が出たものと思われる。H22とH27はアンケートの文言は全く同じ。

また、10歳代から20歳代における交際相手からのDVについての設問では、暴力が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた女性は、性的暴力では約10人に1人（9.7%）に上り、若年のうちから対策する必要性が読み取れます。

■10歳代から20歳代における交際相手からの被害経験の推移



II 計画の概要

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指します。

2 基本目標

- I 男女共同参画社会に向けての意識づくり
- II あらゆる分野における男女共同参画の促進
- III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

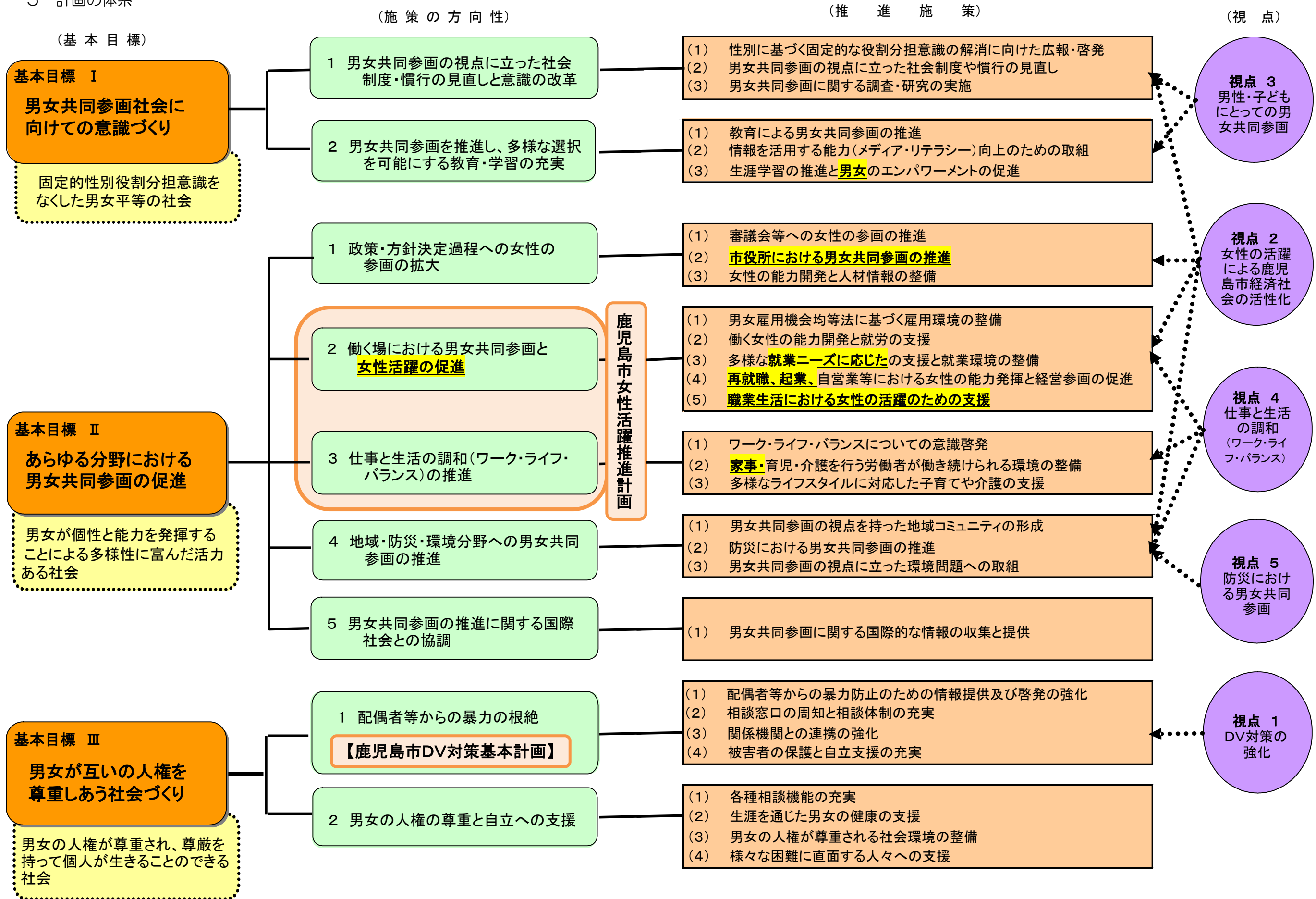
3 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。
- この計画の「III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「III-1 配偶者等からの暴力の根絶」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に相当する「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（鹿児島市DV対策基本計画）」です。
- この計画の「II あらゆる分野における男女共同参画の促進」のうち、「II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進」と「II-3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当する「鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（鹿児島市女性活躍推進計画）」です。
- この計画の見直しにあたり、国の第4次男女共同参画基本計画、鹿児島市男女共同参画審議会の意見やパブリックコメントでの市民からの意見募集、「鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査」（平成27年度実施）の結果を踏まえて改定しています。

4 計画期間

計画期間は、当初計画（平成24年度から平成33年度まで）のうち、後期期間である平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

5 計画の体系



6 施策の体系

現 行			
(基本目標)	(施策の方向性)	(推進施策)	(視点)
Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会～	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し (3)男女共同参画に関する調査・研究の実施	視点3 視点2
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1)教育による男女共同参画の推進 (2)情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組 (3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進	視点3
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)審議会等への女性の参画の推進 (2)女性市職員の採用・登用の推進 (3)女性の能力開発と人材情報の整備	視点2
	2 働く場における男女共同参画の促進	(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備 (2)働く女性の能力開発と就労の支援 (3)多様な働き方の支援と就業環境の整備 (4)自営業等や起業における女性の能力発揮と経営参画の促進 (5)女性のチャレンジ支援	視点2 視点4
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 (2)育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備 (3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	視点4
	4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成 (2)防災における男女共同参画の推進 (3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組	視点4 視点2 視点5
	5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供	
Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～	1 配偶者等からの暴力の根絶【鹿児島市DV対策基本計画】	(1)配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化 (2)相談窓口の周知と相談体制の充実 (3)関係機関との連携の強化 (4)被害者の保護と自立支援の充実	視点1
	2 男女の人権の尊重と自立への支援	(1)各種相談機能の充実 (2)生涯を通じた男女の健康の支援 (3)男女の人権が尊重される社会環境の整備 (4)様々な困難に直面する人々への支援	
(計画の視点) 視点1 DV対策の強化 視点2 女性の活躍による鹿児島市経済社会の活性化 視点3 男性・子どもにとっての男女共同参画 視点4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 視点5 防災における男女共同参画			

見 直 し 案			
(基本目標)	(施策の方向性)	(推進施策)	(視点)
Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会～	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し (3)男女共同参画に関する調査・研究の実施	視点3 視点2
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1)教育による男女共同参画の推進 (2)情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組 (3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進	視点3
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)審議会等への女性の参画の推進 (2)市役所における男女共同参画の推進 (3)女性の能力開発と人材情報の整備	視点2
	2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進	(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備 (2)働く女性の能力開発と就労の支援 (3)多様な就業ニーズに応じた支援と就業環境の整備 (4)再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進 (5)職業生活における女性の活躍のための支援	視点2 視点4
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1)働き方改革とワーク・ライフ・バランスについての意識啓発 (2)家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備 (3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	視点4 視点2
	4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成 (2)防災における男女共同参画の推進 (3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組	視点5
	5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調	(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供	
Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～	1 配偶者等からの暴力の根絶【鹿児島市DV対策基本計画】	(1)配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化 (2)相談窓口の周知と相談体制の充実 (3)関係機関との連携の強化 (4)被害者の保護と自立支援の充実	視点1
	2 男女の人権の尊重と自立への支援	(1)各種相談機能の充実 (2)生涯を通じた男女の健康の支援 (3)男女の人権が尊重される社会環境の整備 (4)様々な困難に直面する人々への支援	
(計画の視点) 視点1 DV対策の強化 視点2 女性の活躍による鹿児島市経済社会の活性化 視点3 男性・子どもにとっての男女共同参画 視点4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 視点5 防災における男女共同参画			

第3章 改定の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会～

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

現 行

現状と課題

我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、**経済の長期的低迷**など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。

近年、**自殺者数が毎年3万人を超える状況が続いていますが、特に働き盛りの男性の増加が大きくクローズアップされています。**男性に

は未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査(図1)においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人(「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数)の割合は、男性は女性よりも**10ポイント以上**高くなっており、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。

男女共同参画社会基本法の施行後**10年**を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。

今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢化社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の抑制、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会を形成できるものであることについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。

【図1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方】

見 直 し 案

現状と課題

我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、**グローバル化による経済構造の変化**など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。

近年、**我が国の自殺者数は年間2万人を超える状況で推移しています。本市においては年間100人前後で推移し、年齢別にみると50～60代が多く、男性は女性の2～3倍と高い割合を示しています。**男性に

は未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査(図1)においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人(「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数)の割合は、男性は女性よりも**8ポイント**高くなっており、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。

男女共同参画社会基本法の施行後**16年**を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。

今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢化社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の抑制、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会を形成できるものであることについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。

【図1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方】

27年度市民意識調査結果に差替え

推進施策
<p>(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発</p> <p>個人の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。</p>
<p>(2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な意識を浸透させます。</p> <p>また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。</p>
<p>(3)男女共同参画に関する調査・研究の実施</p> <p>男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。</p> <p>また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の調査研究事業を支援します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画啓発パンフレットの作成（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画フェスティバル事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（男女共同参画推進課）</p> <p>◇社会学級・女性学級の開設（生涯学習課）</p>

推進施策
<p>(1)性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発</p> <p>個人の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。</p>
<p>(2)男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）に敏感な意識を浸透させます。</p> <p>また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。</p>
<p>(3)男女共同参画に関する調査・研究の実施</p> <p>男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。</p> <p>また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の活動_____を支援します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画啓発パンフレットの作成（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇サンエールフェスタ開催事業（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（男女共同参画推進課）</p> <p>◇社会学級・女性学級の開設（生涯学習課）</p>

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識づくり ～固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会～

施策の方向性2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現 行

現状と課題

本市の市民意識調査（平成 22 年度実施）の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く（78.7%）、前回調査（平成 17 年度実施）の 66.4%、前々回調査（平成 11 年度実施）の 32.4%から大きく増加しています。性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著となっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。

また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。

そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。

さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性の活動を促進する施設の機能の整備・充実を図り、男女共同参画に関する学習や研究を充実させていく必要があります。

【図2 子どもの育て方についての考え】

見 直 し 案

現状と課題

本市の市民意識調査（平成 27 年度実施）の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く（83.3%）、前回調査（平成 22 年度実施）の 78.7%、前々回調査（平成 17 年度実施）の 66.4%から増加し続けています。性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著となっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。

また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。

そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。

さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性の活動を促進する施設の機能の整備・充実を図り、男女共同参画に関する学習や研究を充実させていく必要があります。

【図2 子どもの育て方についての考え】 27年度市民意識調査結果に差替え

推進施策
<p>(1)教育による男女共同参画の推進</p> <p>教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、家庭においては幼児期からジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します。</p>
<p>(2)情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。</p>
<p>(3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進</p> <p>サンエールかごしま（男女共同参画センター、生涯学習プラザ）を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。</p> <p>また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇教職員対象男女共同参画研修会の開催（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇母親・父親になるための準備教室（保健予防課）</p> <p>◇生涯学習プラザ事業（生涯学習課）</p> <p>◇女性教育活動推進事業（生涯学習課）</p>

推進施策
<p>(1)教育による男女共同参画の推進</p> <p>教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）の視点に立った学校教育を推進します。</p> <p>また、家庭においては幼児期からジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を提供します。</p>
<p>(2)情報を活用する能力（メディア・リテラシー）向上のための取組</p> <p>インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。</p>
<p>(3)生涯学習の推進と女性のエンパワーメントの促進</p> <p>サンエールかごしま（男女共同参画センター、生涯学習プラザ）を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。</p> <p>また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努めます。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇教職員対象男女共同参画研修会の開催（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇母親・父親になるための準備教室（保健予防課）</p> <p>◇生涯学習プラザ事業（生涯学習課）</p> <p>◇女性教育活動推進事業（生涯学習課）</p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現 行

現状と課題

将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。

世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による2011年版のランキングでは、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダーギャップ指数（GGI）」では、女性の管理職・専門職の割合の低さ、男女の所得格差の大きさなどから我が国は135か国中98位であったのに対して、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などを比較した「ジェンダー不平等指数（GII）」では146か国中14位となっています。両指数の順位の違いは、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。（図 3参照）

本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成14年度末21.9%であったものが、平成22年度末で32.1%に達しており（図 4）、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。

国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、「2020年30%（社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。）」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が40%以上60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて、取組を強化していくことが必要です。

今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きかけを行うとともに、他者への見本となる役割モデル（ロールモデル）や活躍事例等の収集、情報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要があります。

【図3 GGI（ジェンダーギャップ指数）、GII（ジェンダー不平等指数）における日本の順位】

【図4 各種審議会等への女性の参画率】

見直し案

現状と課題

将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。

世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による2015年版のランキングでは、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダーギャップ指数（GGI）」では、国会議員や管理職における女性の割合の低さなどから我が国は145か国中101位であったのに対して、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などを比較した「ジェンダー不平等指数（GII）」では155か国中26位となっています。両指数の順位の違いは、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。（図 3参照）

本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成14年度末21.9%であったものが、平成27年度末で34.7%に達しており（図 4）、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。

国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、「2020年30%（社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。）」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が40%以上60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて、取組を強化していくことが必要です。

今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きかけを行うとともに、他者への見本となる役割モデル（ロールモデル）や活躍事例等の収集、情報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要があります。

【図3 GGI（ジェンダーギャップ指数）、GII（ジェンダー不平等指数）における日本の順位】

最新指数に差替え

【図4 各種審議会等への女性の参画率】 最新データに差替え

推進施策
<p>(1)審議会等への女性の参画の推進 各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成 33 年度までに女性委員の比率を 40% とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。</p>
<p>(2)女性市職員の採用・登用の推進 男女平等、成績主義を基本原則とした採用及び能力に応じて女性職員を積極的に登用するとともに、職域の拡大や能力開発のための研修を充実します。</p>
<p>(3)女性の能力開発と人材情報の整備 様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。 女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇公職参画状況調査（男女共同参画推進課） ◇女性団体連合会活動助成事業（男女共同参画推進課） ◇人事評価制度を活用した職員の登用（人事課） ◇消費者教育担い手育成事業（消費生活センター） ◇勤労女性センター事業（生涯学習課）</p>

推進施策
<p>(1)審議会等への女性の参画の推進 各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成 33 年度までに女性委員の比率を 40% とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。</p>
<p>(2)市役所における男女共同参画の推進 男女平等、成績主義を基本原則とした採用及び能力に応じて女性職員を積極的に登用するとともに、職域の拡大や能力開発のための研修を充実します。</p>
<p>(3)女性の能力開発と人材情報の整備 様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を支援します。 女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇公職参画状況調査（男女共同参画推進課） ◇女性団体連合会活動助成事業（男女共同参画推進課） ◇人事評価制度を活用した職員の登用（人事課） [Redacted] ◇勤労女性センター事業（生涯学習課）</p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

鹿児島市職業生活における女性活躍推進計画(仮称)

鹿児島市女性活躍推進計画

現 行

現状と課題

働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、女性の就業はこれからの経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的に男女平等の確保が不可欠です。

これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、離職した場合に希望する職業への再就職が困難な傾向があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。

市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの面における男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、男性中心の企業の意識や慣行が根強く残っていることなどにより、雇用の現場における男女間格差があまり改善の方向には向かっていない現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実には、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。

雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保、結婚や出産などを踏まえた就業の継続や再就職支援(M字カーブ問題(※)解消に向けた取組)など、**職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備**について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、

見 直 し 案

現状と課題

<p>平成27年度の市労働者基本調査によると、「女性の管理職への登用」を「行っていない」と回答した事業所の割合は34.9%と最も多いものの、積極的に「行っている」、「ある程度行っている」と回答した事業所の割合の合計が53.9と上回っています。また平成25年度の県労働条件実態調査における女性管理職(課長相当職)の割合は11.9%と、3年前の同様の調査時(10.0%)に比べ上昇しています。しかし、男女間賃金の格差は依然大きな開きがあるなど女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男性中心の企業意識・慣行は未だ解消されていないといえます。</p> <p>また、市の生産年齢人口(15~64歳)の女性の就業率は徐々に上がってきていますが、子育てなどのために退職する女性も未だ多いのが実情です。</p>
--

働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が進むなかで、女性の就業はこれからの経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会をめざす男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、実質的に男女平等の確保が不可欠です。

これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、離職した場合に希望する職業への再就職が困難な傾向があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。

市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの面における男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、男性中心の企業の意識や慣行が根強く残っていることなどにより、雇用の現場における男女間格差があまり改善の方向には向かっていない現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実には、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。

雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保、結婚や出産などを踏まえた就業の継続や再就職支援(M字カーブ問題(※)解消に向けた取組)など、**男女が共に職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備**について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、

市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める

必要があります。

また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。

※ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率の推移（総務省）でみると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています（図7 国際比較参照）。

【図5 職場での男女格差の有無】

【図6 女性の仕事に対する考え（理想と現実）】

【図7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較】

推進施策

(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備

情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、
セクシュアル・ハラスメント
の防止に向けた広報啓発を行います。

(3)多様な働き方の支援と就業環境の整備

パートタイム労働、在宅勤務など多様な就業ニーズに応じた働き方を支援するための法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。

(4)自営業等や起業における女性の能力発揮と経営参画の促進

起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。
中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。
生産物加工や生活改善、地域活性化のためのグループ活動、ネットワーク化を支援します。

市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努めるなど、女性の職業生活における活躍推進と合わせて、男性の家庭生活への参画推進を、すべての女性が輝く社会実現のための両輪として取り組んでいく必要があります。

また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。

※ M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率の推移（総務省）でみると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています（図7 国際比較参照）。

【図5 職場での男女格差の有無】 27年度市民意識調査結果に差替え

【図6 女性の仕事に対する考え（理想と現実）】 27年度市民意識調査結果に差替え

【図7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較】 最新データと差替え

推進施策

(1)男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備

情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）等の防止に向けた広報啓発を行います。

(2)働く女性の能力開発と就労の支援

女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、在職中の女性の能力開発のためのセミナーや、自主サークル活動への支援を行います。

(3)多様な就業ニーズに応じた支援と就業環境の整備

パートタイム労働、在宅勤務など多様な就業ニーズに応じた働き方を支援するための法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。

(4)再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。
子育てをしながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報や学習機会の提供、国等関係機関との連携などを通して再就職を支援します。
起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。
中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。

(5)女性のチャレンジ支援

様々な分野における政策方針決定過程への参画（上へのチャレンジ）や、これまで女性が少なかった分野への進出（横へのチャレンジ）、子育て等で離職した人の再就職等（再チャレンジ）を支援します。

主な事業（担当課）

- ◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（再掲）（男女共同参画推進課）
- ◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）
- ◇にこにこ子育て応援隊支援事業（子育て支援推進課）
- ◇労政広報誌等の発行（雇用推進課）
- ◇労働関係相談及び雇用促進事業（雇用推進課）
- ◇新規創業者等育成支援事業（雇用推進課）

(5)職業生活における女性の活躍のための支援

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。

鹿児島市においても、率先して一般事業主行動計画に基づき女性が活躍しやすい基盤づくりを推進します。

主な事業（担当課）

- ◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（再掲）（男女共同参画推進課）
- ◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）
- ◇にこにこ子育て応援隊支援事業（こども政策課）
- ◇労政広報誌等の発行（雇用推進課）
- ◇労働関係相談及び雇用促進事業（雇用推進課）
- ◇新規創業者等育成支援事業（雇用推進課）
- ◇一般事業主行動計画（人事課ほか）

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

鹿児島市職業生活における女性活躍推進計画（仮称）

鹿児島市女性活躍推進計画

現 行

現状と課題

市民意識調査（図 8）によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと 2 割の人が希望しながら、実現できているのは、6%にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか 7%でありながら、実際に「仕事」を優先している人は 28%にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。

女性が家事、育児、介護の責任の多くを担い、男性は、仕事中心の生活によって家事、育児等の家庭生活に十分関われない現状においては、ワーク・ライフ・バランスは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていくうえで重要なものです。ワーク・ライフ・バランスの推進は、近年、男女共同参画社会の形成につながる身近な取組として注目されています。

ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。

【図8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方（希望と現実）】

見 直 し 案

現状と課題

市民意識調査（図 8）によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと約 15%の人が希望しながら、実現できているのは、約 6%にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか 8%でありながら、実際に「仕事」を優先している人は 27%にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。

平成 24 年度の市子育て環境調査では、父親が家事・育児に関わる時間は、平日は 1 時間未満が過半数を占めているほか、平成 25 年度の市こども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査では、子どもが病気やケガで休んだ時の対処法について、母親が休んだ 58%に対して、父親が休んだのは 15%にとどまるなど、男性が仕事に追われて家事や育児に参画しづらい状況が容易に伺えます。

女性の就業率が年々増加し、女性の活躍が進んできている一方で、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）が依然として根付いており、家事・育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、男性にとっても、男性中心型労働慣行が、家事・育児・介護等への参画や地域社会への関わりへの障害となっている状況にあるといえます。

女性が家事、育児、介護の責任の多くを担い、男性は、仕事中心の生活によって家事、育児等の家庭生活に十分関われない現状においては、ワーク・ライフ・バランスは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていくうえで重要なものです。ワーク・ライフ・バランスの推進は、近年、男女共同参画社会の形成につながる身近な取組として注目されています。

また、男性中心型労働慣行を抜本的に変革するためには、官民を問わずトップをはじめとした管理職の意識改革が極めて重要となります。

ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて男性中心型労働慣行等の見直しを促し、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。

【図8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方（希望と現実）】

27年度市民意識調査結果に差替え

推進施策
<p>(1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</p> <p>職場優先の組織風土を変えるため、男性も含めた働き方の見直しや 固定的な性別役割分担意識の見直しについて、男性管理職を含めて 意識啓発を図ります。</p> <p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることについて、情報誌やイベント等を通じて社会的機運を醸成します。</p> <p>企業における取組を促進、評価するための優遇制度を検討します。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。</p>
<p>(2)育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備</p> <p>父親の子育てへの参画や子育て期間中の働き方を見直すために、学習機会の提供、子育て親子の交流の場や育児情報の提供などを行います。</p> <p>市職員については、率先して長時間労働を抑制し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。</p>
<p>(3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</p> <p>延長保育、休日保育、病気回復期などの保育サービスを充実するほか、待機児童の解消や保育所整備を推進します。</p> <p>放課後児童クラブの設置を推進するとともに、施設設備など内容を充実します。</p> <p>すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て支援体制を整備・充実します。</p> <p>子育て中の親に対して、社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。</p> <p>子育て世帯への経済的支援策を充実します。</p> <p>また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇企業向け研修会の開催（男女共同参画推進課）</p> <p>◇育児支援ハンドブックの配付（人事課・職員課）</p> <p>◇延長保育促進事業、病児・病後児保育事業（子育て支援推進課）</p> <p>◇乳幼児医療費助成事業（こども福祉課）</p> <p>◇家族介護講習会等開催事業（長寿支援課）</p>

推進施策
<p>(1)ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</p> <p>女性の活躍を推進し職場優先の組織風土を変えるため、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しについて、市民、特に官民間わず組織のトップをはじめとした管理職に対して意識啓発を図ります。</p> <p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることについて、情報誌やイベント等を通じて社会的機運を醸成します。</p> <p>企業における取組を促進、評価するための優遇制度を検討します。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。</p>
<p>(2)家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備</p> <p>父親の家事への参画、子育てへの参画や子育て期間中の働き方を見直すために、学習機会の提供、子育て親子の交流の場や育児情報の提供などを行います。</p> <p>市職員については、率先して長時間労働を抑制し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。</p>
<p>(3)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援</p> <p>子ども・子育て支援新制度に基づく、教育・保育の提供並びに延長保育や病児病後児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。</p> <p>また、国の放課後子ども総合プランに基づき、児童クラブの設置を推進します。</p> <p>子育て世帯への経済的支援策を充実します。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇企業向け研修会の開催（男女共同参画推進課）</p> <p>◇育児支援ハンドブックの配付（人事課・職員課）</p> <p>◇延長保育促進事業、病児・病後児保育事業（保育幼稚園課）</p> <p>◇こども医療費助成事業（こども福祉課）</p> <p>◇家族介護講習会等開催事業（長寿支援課）</p>

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

現 行
現状と課題
<p>地域においては高齢化や人間関係の希薄化、単身世帯の増加などの変化が生じています。</p> <p>地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。</p> <p>東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。男女のニーズの違いを把握することなど、被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。</p> <p>また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえで、ますます重要になってきています。</p>
推進施策
<p>(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成</p> <p>地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。</p> <p>ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。</p>
<p>(2)防災における男女共同参画の推進</p> <p>消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大します。</p> <p>地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、消防行政においても女性職員の活用を図ります。</p>
<p>(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組</p> <p>環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。</p>

見 直 し 案
現状と課題
<p>「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、本市においても平成25年をピークに人口減少局面へ移行した可能性が高くなっています。若い女性の人口減少が進み、少子化が一層深刻化することや、若い世代が少なくなることで地域コミュニティを維持することが困難になることなどが懸念されます。そのような中、地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も、多様な住民に出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。</p> <p>東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成28年4月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が求められています。</p> <p>また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえで、ますます重要になってきています。</p>
推進施策
<p>(1)男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成</p> <p>地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。</p> <p>ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。</p>
<p>(2)防災における男女共同参画の推進</p> <p>消防団、自主防災組織における活動等に女性の参画を拡大します。</p> <p>地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、消防行政においても女性職員の活用を図ります。</p>
<p>(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組</p> <p>環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、環境分野における男女共同参画を推進します。</p>

主な事業（担当課）
◇男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実（危機管理課）
◇市民活動促進事業（市民協働課）
◇コミュニティ活動推進講座（地域振興課）
◇消防団活性化事業（消防局警防課）
◇かごしま環境未来館環境学習推進事業（環境協働課）

主な事業（担当課）
◇男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実（危機管理課）
[Redacted]
[Redacted]
◇消防団活性化事業（消防局警防課）
◇かごしま環境未来館環境学習推進事業（環境協働課）

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進 ～男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会～

施策の方向性5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

現 行
現状と課題
<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は 1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995 年（平成 7 年）に開催された第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985 年（昭和 60 年）に「女子差別撤廃条約」を批准しましたが、2009 年（平成 21 年）の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解では取組が不十分と指摘されているように、多くの課題が残されています。</p>
推進施策
<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇男女共同参画フェスティバル事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p>

見 直 し 案
現状と課題
<p>女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は 1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995 年（平成 7 年）に開催された第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。</p> <p>このようななか、我が国は、1985 年（昭和 60 年）に「女子差別撤廃条約」を批准しましたが、2016 年（平成 28 年）の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ多くの課題が残されています。</p> <p>国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。</p>
推進施策
<p>(1)男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供</p> <p>国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画センター運営事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇サンエールフェスタ開催事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p>

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

鹿児島市DV対策基本計画

(1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

現 行

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力（DV）、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。全ての人々が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。

特に、DVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として、男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。

本市においては、これまでカードサイズリーフレットの配布や中学・高校生向けデートDV講演会の開催、DV防止庁内連絡会議の開催など、DVの予防と被害者支援に向けて効果的で新たな取組も行ってきていますが、市民意識調査（図 9）によると、配偶者間等での身体的暴力が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約3人に1人、男性では6人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。

また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。

市民意識調査（図 10）では、10歳代から20歳代において、性的暴力が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約8人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。

交際相手等からの暴力（デートDV）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行うことが必要です。

【図9 配偶者からのDV被害経験の有無（性別・暴力種類別）】

【図10 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無（性別・暴力種類別）】

見 直 し 案

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力（DV）、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。全ての人々が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。

特に、DVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として、男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。

本市においては、これまでカードサイズリーフレットの配布や中学・高校生向けデートDV講演会の開催、DV防止庁内連絡会議や庁内外の委員からなるDV防止対策委員会の開催など、DVの予防と被害者支援に向けて効果的で新たな取組も行ってきていますが、市民意識調査（図 9）によると、配偶者間等での身体的暴力が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約3人に1人、男性では6人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。

また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。近年、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力は一層多様化しています。

市民意識調査（図 10）では、10歳代から20歳代において、性的暴力が「1、2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約8人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。

平成25年改正により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力もDV防止法の対象となったことも踏まえ、交際相手等からの暴力（デートDV）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行うことが必要です。

【図9 配偶者からのDV被害経験の有無（性別・暴力種類別）】 27年度市民意識調査結果に差替え

【図10 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無（性別・暴力種類別）】

27年度市民意識調査結果に差替え

推進施策
DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。 DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。 _____
主な事業（担当課）
◇男女共同参画情報誌（すてっぴ）の発行（再掲）（男女共同参画推進課） ◇デートDV講演会の開催（男女共同参画推進課） _____ ◇DV防止啓発誌の配付（男女共同参画推進課）

推進施策
DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。 DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。 DV防止法の改正内容の周知徹底を図ります。
主な事業（担当課）
◇男女共同参画情報誌（すてっぴ）の発行（再掲）（男女共同参画推進課） ◇デートDV講演会の開催（男女共同参画推進課） ◇若者による若者のためのデートDV講座（男女共同参画推進課） ◇DV防止啓発誌の配布（男女共同参画推進課）

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

鹿児島市DV対策基本計画

(2) 相談窓口の周知と相談体制の充実

現 行

現状と課題

近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など、様々な困難を抱えており、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにおける女性のための総合相談や法律相談等を今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがありますが、被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。

推進施策

市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室 **_____**をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。
 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて環境整備・調整を **_____** 行うとともに、関係機関の相談員のスキルアップを図って相談体制を充実します。

主な事業（担当課）

- ◇カードサイズDVリーフレットの配布（男女共同参画推進課）
- ◇男女共同参画センター相談事業（男女共同参画推進課）
- ◇関係機関相談員研修・意見交換会開催（男女共同参画推進課）
- ◇**配偶者暴力相談支援センターの設置準備・環境整備**（男女共同参画推進課）

見 直 し 案

現状と課題

近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など、様々な困難を抱えており、被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにおける女性のための総合相談や法律相談等を今後も引き続き身近な相談先として周知を図るとともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがありますが、被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。

推進施策

市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室 **（鹿児島市配偶者暴力相談支援センター）**をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。
 配偶者暴力相談支援センターの**存在の周知・被害者の心に寄り添った運営**を行うとともに、関係機関の相談員のスキルアップを図って相談体制を充実します。

主な事業（担当課）

- ◇カードサイズDVリーフレットの配布（男女共同参画推進課）
- ◇男女共同参画センター相談事業（男女共同参画推進課）
- ◇関係機関相談員研修・意見交換会開催（男女共同参画推進課）
- ◇**配偶者暴力相談支援センターの周知・運営**（男女共同参画推進課）

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

鹿児島市DV対策基本計画

(4) 被害者の保護と自立支援の充実

現 行
現状と課題
<p>DV被害者が、加害者との生活に終止符を打ち、新たな場所で生活を再建していくためには、暴力によってダメージを受けた心身の回復や住宅の確保、就労等による経済基盤の確立、子育て支援等、様々な支援が必要です。</p> <p>DV被害者の状況に応じたきめ細やかな配慮で、緊急時の安全確保や情報管理も含めて相談から自立支援まで、切れ目ない支援を行う体制づくりが求められています。</p> <p>【図 DV被害者を支援する関係機関の連携（相談・安全確保・自立支援）】</p>
推進施策
<p>鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。</p> <p>市営住宅の優先入居の取扱い、生活保護制度の活用等により、自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。</p> <p>住民基本台帳事務における支援措置の適切な運用、また全庁的に情報管理を徹底して、被害者の安全を確保します。</p>
主な事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ◇配偶者暴力相談支援センターの設置準備・環境整備（再掲）（男女共同参画推進課） ◇県女性相談センターとの連携（男女共同参画推進課） ◇DV等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限（市民課） ◇配偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置（住宅課）

見 直 し 案
現状と課題
<p>男女を問わず、DV被害者が、加害者との生活に終止符を打ち、新たな場所で生活を再建していくためには、暴力によってダメージを受けた心身の回復や住宅の確保、就労等による経済基盤の確立、子育て支援等、様々な支援が必要です。</p> <p>また、支援に当たっては、加害者が個人情報に係る閲覧等を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、DV被害者の状況に応じたきめ細やかな配慮で、緊急時の安全確保や情報管理も含めて相談から自立支援まで、切れ目ない支援を行う体制づくりが求められています。</p> <p>【図 DV被害者を支援する関係機関の連携（相談・安全確保・自立支援）】担当課の名称変更</p>
推進施策
<p>鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。</p> <p>市営住宅の優先入居の取扱い、生活保護制度の活用、配偶者暴力相談支援センターが発行する証明の活用等により、自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。</p> <p>住民基本台帳事務における支援措置の適切な運用、また全庁的に情報管理を徹底して、被害者の安全を確保します。</p>
主な事業（担当課）
<ul style="list-style-type: none"> ◇配偶者暴力相談支援センターの周知・運営（再掲）（男女共同参画推進課） ◇県女性相談センターとの連携（再掲）（男女共同参画推進課） ◇DV等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限（市民課） ◇配偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置（住宅課）

基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり ～男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会～

施策の方向性2 男女の人権の尊重と自立への支援

現 行

現状と課題

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの特徴を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。

女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。

男性については、働き盛りの男性の自殺者の増加が社会問題となっています。「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つとされています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。

男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さらに、近年、全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。

また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

【図11 本市の児童虐待相談件数】

見直し案

現状と課題

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの特徴を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。

女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。

男性については、働き盛りの男性の自殺者の増加が社会問題となっています。「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つとされています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。

性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さらに、近年、全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。

また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができ男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

【図11 本市の児童虐待相談件数】最新データに更新

推進施策
<p>(1) 各種相談機能の充実</p> <p>女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。</p> <p>また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている人々、性同一性障害などを有する人々に対する相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。</p>
<p>(2) 生涯を通じた男女の健康の支援</p> <p>生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。</p> <p>健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。</p> <p>妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。</p> <p>男女の健康管理・保持増進のために子どもの頃からの食育の普及促進を図ります。</p>
<p>(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備</p> <p>学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します</p> <p>女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。</p> <p>青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。</p> <p>子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組めます。</p>
<p>(4) 様々な困難に直面する人々への支援</p> <p>貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>困難な状況に置かれた若者に対する相談体制を整備するとともに、職業的自立を支援します。</p> <p>外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画センター相談事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇精神保健推進事業（保健予防課）</p> <p>◇自殺対策事業（保健予防課）</p> <p>◇元気いきいき検診事業（保健予防課）</p> <p>◇食育推進事業（健康総務課）</p> <p>◇児童虐待対策事業（こども福祉課）</p>

推進施策
<p>(1) 各種相談機能の充実</p> <p>女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージに応じた心の健康づくりなどを支援します。</p> <p>また、性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々に対する相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。</p>
<p>(2) 生涯を通じた男女の健康の支援</p> <p>生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・意識啓発を図ります。</p> <p>健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。</p> <p>妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓発など健康を脅かす問題への対策を推進します。</p> <p>男女の健康管理・保持増進のために子どもの頃からの食育の普及促進を図ります。</p>
<p>(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備</p> <p>学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します</p> <p>女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。</p> <p>青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。</p> <p>子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組めます。</p>
<p>(4) 様々な困難に直面する人々への支援</p> <p>貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>困難な状況に置かれた若者に対する相談体制を整備するとともに、職業的自立を支援します。</p> <p>外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。</p>
主な事業（担当課）
<p>◇男女共同参画センター相談事業（再掲）（男女共同参画推進課）</p> <p>◇精神保健推進事業（保健予防課）</p> <p>◇自殺対策事業（保健予防課）</p> <p>◇元気いきいき検診事業（保健予防課）</p> <p>◇食育推進事業（健康総務課）</p> <p>◇児童虐待対策事業（こども福祉課）</p>